

ルが貼られると、労働者派遣法に定める要件を満たさないために、違法な労働供給事業に問与したとして職業安定法違反に問われるのみならず、先に述べた、派遣先として守るべき「労働安全衛生法」上の義務を守っていないために、この法律の違反を問われることにもなるのです。

具体的には、職業安定法違反としては一年以下の懲役または一〇万円以下の罰金に処せられるおそれがありますし、労働安全衛生法違反については、怠った義務の内容にもよりますが、重大な場合には六ヶ月以下の懲役または五〇万円以下の罰金に処せられるおそれがあります。

石井 つまり、そのスタッフが言いたいことは、「もし仕事中に事故など不測の事態が起きたら、誰が責任を取ってくれるんだ？」ということですね？

宮下 そのとおりです。実際に、今、全国で問題になっている「偽装請負」ですが、何か事故が起きたとしても、「請負元」「注文主」も責任逃れをしようとしているようなグレーゾーンが存在していることが、まさに社会問題化しているのです。

石井 そもそも、人材会社はどうして「派遣」ではなく「請負」契約と思われる内容の契約内容を作っていたのでしょうか。

宮下 そうですね。労働者派遣を業として行うには、まずは官庁の許可が必要で、その他さまざまな条件・制約があり、それなりに負担がのしかかります。一方、「偽装請負」をすれば、実質的にはその人材会社が直接雇用しているスタッフを名目上の請負人に置き換えることができます。

この「偽装請負」が通るのであれば、事業主（人材会社）は社会保険適用を逃れ、従業員（スタッフ）に社会保険に加入させなくてもよくなります。また、「偽装請負」により派遣労働者に置き換えることにより、従業員への賞与・各種手当の支給を逃れることもでき、少ない時間給プラス残業代だけを算定基礎にして社会保険料を少なくすることもできるのです。

石井 私も悪の片棒を担いでいたわけですね・・・。今後、どうすればよいのでしょうか。

宮下 まずは契約内容を再度チェックされたうえで、人材会社にそのスタッフの契約形態を派遣労働に切り替えさせるか、そのスタッフも交えて今後のことを話し合われるのがよいかと思えます。今回の場合には、まだ労働基準局の立ち入り検査にまでは至っていないわけですし、幸い大きな事故なども、起きていません。そのスタッフの要望もじっくり聞いてみるのが一番だと思います。

宮下 そうですね。そのスタッフは真面目な仕事ぶりですし、契約を切るには惜しい人材なんです。今回の件をきっかけに私自身も反省して、よりよい職場環境をあらためて考えてみたいと思います。今日はどうもありがとうございました。

宮下 うまく解決されるとよいですね。



第51回奈良県特産「皮革・はきもの市」開催

県内で生産される皮革・履物製品を展示・即売する第51回奈良県特産『皮革・はきもの市』が開催されます。

開催期間 平成20年3月20日（木）～26日（水） 7日間

10:00～19:30（最終日は15:00閉場）

会場 近鉄百貨店橿原店（近鉄八木駅前） 6階催し会場

主催 奈良県特産皮革はきもの市運営委員会

共催 （社）奈良県部落解放企業連合会

後援 奈良県

出品物 紳士靴、婦人靴、サンダル、軽装履、桐下駄、毛皮革製品、各種鞆、スポーツ用品等



問い合わせ先 奈良県特産皮革はきもの市運営委員会（（社）奈良県部落解放企業連合会内）

TEL 0744-23-3535

奈良県商工労働部商工課 地域産業振興係 TEL 0742-27-8804